

住居確保損害の賠償に関する 説明会・相談会のご案内

東京電力は、7月23日に「住居確保に係る費用の賠償および住居以外の建物修復に係る費用のご請求の受付開始について」を発表し、請求の受付を始めました。

この住居確保損害の賠償は、被害者の方の生活再建に大変重要であることから、資源エネルギー庁、福島県、関係市町村では、請求手続きを円滑に進めていただけるよう、原発事故時点で避難指示区域の住居にお住まいだった方を対象にした説明会、相談会を下記のとおり開催しますのでご案内いたします。

開催日：平成26年9月15日（月）

※申込みや予約が必要です。詳しくは、裏面の当日のスケジュール等をご覧ください。

場 所：いわき市文化センター（いわき市堂根町1-4）



※駐車場は台数が限られて

いますので、できるだけ公共

交通機関をご利用ください。

（裏面に続く）

当日のスケジュール

○第一部：国及び東京電力による説明会

(10時～11時30分) 場所：大ホール

国及び東京電力が、住居確保損害の賠償の内容や請求手続きについて説明します(定員300名。事前の申込みが必要です)。

○第二部：東京電力による個別相談会

(13時～16時45分の間。1組あたり30分程度) 場所：大講義室

住居確保損害の賠償の請求手続きに関して、東京電力が個別面談方式による相談に応じます(事前の予約が必要です)。

※会場の都合上、80組程度とさせていただきます。なお、東京電力の各損害賠償相談窓口では随時同様の相談が可能です。

※ 第一部、第二部とも事前の申込みや予約が必要ですので、ご希望の方は下記までご連絡ください。

受付電話番号 024-523-1501

原子力損害の賠償等に関する問合せ窓口(県庁原子力損害対策課内)

※ いわき市以外での開催も予定していますので、決まり次第発表します。

※ 住居確保損害の賠償については、東京電力のコールセンター「福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596 午前9時～午後9時)」又は各損害賠償相談窓口でも随時相談することができます。